



福島県医発第2195号(地)

平成22年 3月 5日

各医師会長 殿

福島県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令  
の一部を改正する省令に係るパンフレット等の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、診療所で常勤の保険医が全員 65 歳以上でかつ  
手書きレセプト請求の保険医療機関を除き、平成 22 年 3 月 31 日までに免除届  
又は猶予届を提出する必要があるため、この件について社会保険診療報酬支払  
基金及び国民健康保険団体連合会より各保険医療機関へ通知される旨、平成 22  
年 2 月 5 日付け福島県医発第 2016 号(地)にてご連絡申し上げました。

しかしながら、未だ届け出ていない医療機関が多いことから、別紙のとおり  
社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より、再度、各保険医  
療機関(紙請求のみ)へ通知される旨連絡がありましたので、貴会におかれま  
しても、ご丁知いただきますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂  
医療保険副担当理事 島田昇二郎  
医業経営担当理事 廣瀬真恵  
会長 丸山 泉

平成22年 3月 4日

保険医療機関・保険薬局 各位

## 福岡県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年11月に請求省令の改正が行われ、経過措置終了後の費用の請求はオンライン請求又はFD等の電子媒体による請求（以下「電子レセプト請求」という。）によるものとなりました。

また、手書きによる場合やレセコン購入等により、電子レセプト請求が免除又は猶予等についても認められることになりました。

つきましては、厚生労働省において別添のとおり電子レセプト請求のための届出書及び免除・猶予の届出書も含めたパンフレットを作成しましたので、送付いたします。

なお、免除・猶予に該当する場合は、既に受付を開始していますので、福岡県の支払基金及び国保連合会に早めの提出をお願いします。（両者の審査支払機関に提出が必要です。）

特に、医科（病院・診療所）の保険医療機関については、診療所で常勤の保険医が全員65歳以上でかつ手書きレセプトで請求の保険医療機関を除き、免除届又は猶予届の提出期限が平成22年3月31日までとなっており、この期限を過ぎますと平成22年8月提出（7月診療）分から電子レセプトでの請求が義務化になっておりますので、ご留意願います。

おって、この文書及びパンフレットは、平成22年2月末現在において電子レセプトとなっていない保険医療機関等で、電子レセプト請求の届出書又は免除・猶予届出書を提出されていない医療機関等に送付していますので、既に提出されている場合はご要赦願います。

本件に関するお問合せ先

福岡県社会保険診療報酬支払基金

担当：企画調整第1課

事 務 連 絡  
平成 22 年 月 日

各 保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

## 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 の一部を改正する省令に係るパンフレット等の送付について

平素は本会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成 21 年 11 月 25 日付請求省令の改正により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求は電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）によるものとなりました。経過措置期間（平成 22 年 6 月 30 日）終了後、平成 22 年 7 月診療分（8 月請求分）からは電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、免除又は猶予の要件に該当する場合には、届出を行うことにより電子レセプト請求が免除又は猶予となります。（詳しくは別添のパンフレットを参照下さい。）免除又は猶予届の提出期限は平成 22 年 3 月 31 日まで（「電子レセプトによる請求が特に困難な場合」を除く）となっております。

提出期限までに免除又は猶予届の提出がない場合、電子レセプト以外での請求ができなくなりますので、該当する場合はお早めに提出をお願い致します。

なお、本状と行き違いに各種届を提出頂いておりましたらご容赦下さい。

### 記

#### 送付内訳

- ・請求省令改正に係るパンフレット
- ・電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出（オンライン届）
- ・光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出（レセ電届）
- ・免除・猶予届出（様式第 1 号～5 号）

以上

本件に関する問合せ先

審査管理部 審査管理課

TEL 092-642-7837